

## 前回募集時の質問への回答事項

番号	質問内容	回答
1	<p>様式3の指定管理料の積算については、相模原市立相模湖記念館を含む施設全体に係る指定管理料を提示し、その額を神奈川県と相模原市（委託扱い）が一定の内訳で出資するというのでしょうか？</p> <p>それとも、様式3において提案する指定管理料は県負担の部分（人件費85/100、維持管理費9149/10000で算出したもの）だけということでしょうか？相模原市の委託料については別途支払われるということで、収支計画書に反映しなくてよいということでしょうか？</p> <p>参考資料6に示される指定管理料の想定収支には相模原市が負担する相模湖記念館分の人件費、維持管理費が含まれているのでしょうか？</p> <p>また、説明会資料5に示される平成26年度支出計画にある県の額、相模原市の額、合計額は、現指定管理者が提案している平成26年度の指定管理料と大きく差異があるようですが、どのように考えればよろしいのでしょうか？</p> <p>さらに、現地説明会資料5にある相模原市の支出計画の額と、相模原市提示の「相模湖記念館施設概要」に示されている委託業務内容の平成26年度の実績数値に差異がありますが、どのように考えればよろしいかご教示ください。</p>	<p>様式3において提案していただく指定管理料は県負担の部分だけです。負担の割合については、説明会資料5「合築施設との経費負担割合に係る留意点」をご覧ください。</p> <p>相模原市の負担分は別途相模原市から支払われる見込み（詳細は相模原市に確認ください）ですので、様式3 経費積算内訳書（収支計画書）に反映する必要はありません。</p> <p>参考資料6に示される指定管理料の想定収支には相模原市が負担する相模湖記念館分の人件費、維持管理費は含まれておりません。</p> <p>説明会資料5にお示しした平成26年度支出計画に記載している県の額89,362千円は、県ホームページに掲載している現指定管理者の事業計画書の平成26年度の指定管理料86,880千円を消費税8%で再積算した数字です。 なお、相模原市の額については、相模原市にご確認ください。</p> <p>説明会資料5にお示しした相模原市の支出計画の額は、県・市の共用部分に係る相模原市の負担額であり、相模原市提示の「相模湖記念館施設概要」に示されている委託業務内容の実績数値は説明会資料5の2維持管理費(2)相模原市の専有部分（相模湖記念館）に特有の経費です。</p>
2	<p>駐車場の台数が47台とありますが、これは参考資料1-2の舗装部分だけの台数でしょうか？舗装部分と非舗装部分についてそれぞれ何台駐車可能なのかご教示ください。</p>	<p>駐車場台数47台の内訳は、参考資料1-2の県占有部分の駐車場（舗装部分）が42台、県・相模原市共用部分にある身体障害者用駐車場が5台となっております。 非舗装部分については、駐車場を区画する線がないことから、駐車可能台数はお示しできません。</p>
3	<p>現地説明会参加団体を開示してください。</p>	<p>本質問については、今回の相模湖交流センター指定管理の業務内容等に直接の関係はないため開示いたしません。</p>

番号	質問内容	回答
4	公益財団でない場合、平成26年度の事業計画書・収支予算書は両方とも必要ないのでしょうか？	公益財団法人でない場合、事業計画書・収支予算書の提出は必要ありません。
5	自主事業の実施計画および収支計画は任意の様式でよろしいですか？	自主事業の実施計画及び収支計画は様式2の3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金 (1)利用促進のための企画・取組み イ 自主事業の有無欄に記載いただくか、または、任意の様式でも構いません。
6	著作権は申請法人に帰属するとあり、情報公開請求があった場合には申請書類を公開しますとのことですが、情報公開請求があった場合、著作権のある指定法人に無断で公開することがありますか？公開内容の確認はされますか？	情報公開請求があった場合は、神奈川県情報公開条例第5条の規定に基づき、請求の内容を判断し公開・非公開を決定いたします。 なお、請求の内容により、神奈川県情報公開条例第12条に定める第三者に対する意見書提出の機会の付与を行う可能性もあります。
7	「面接評価は公開とし」とありますが、どのような範囲に対しての公開なのでしょうか？一般公開であればどのような周知・傍聴者募集をするのかご教示ください。	傍聴者に対して公開することになります。なお、傍聴については県ホームページ上で周知します。
8	指定された法人の事業計画書をホームページで公開するとありますが、すべて無条件で公開されるのでしょうか？公開内容について事前に指定法人に確認はあるのでしょうか？	募集要項6ページ 5申請のための書類 (3)留意事項 エ 事業計画書の公表 に記載のとおり、指定管理者に指定された場合、事業計画書は個人に関する情報等を除き、注意書きを付したうえで、県のホームページに掲載します。
9	利用料金は指定管理者の収入となりますが、ここから自主事業の事業費の補てんを行うことは可能でしょうか。	募集要項11ページ11(2)②に記載のとおりです。
10	「実施が決定している事業については、現在の指定管理者から引き継ぐこととします」とありますが、具体的に決定している事業があればご教示ください。	現在（平成27年3月4日）のところありません。
11	指定管理者が行政財産目的外使用の許可を得て、自動販売機を設置することは可能でしょうか？	神奈川県では自動販売機の設置は「一般競争入札による貸付」を原則としているため、指定管理者が行政財産目的外使用の許可を得て自動販売機を設置することはできません。
12	自主事業で指定管理者が施設を利用する場合、利用料金は発生しますか？減免扱いとなりますか？	募集要項9ページ10(2)に記載のとおり、指定管理者は県の承認を得て定めた基準により利用料金の減免を行うことができます。 なお、現指定管理者の利用料金減免基準は参考資料10をご覧ください。
13	駐車場利用者から、駐車料金とは別途、任意の寄付金制度を導入しているとありますが、現在、その寄付金はどのようにして徴収しているのかご教示ください。	駐車場利用料金には寄付金20円を含んだ金額を駐車場の看板等で利用者に提示し徴収しております。 なお、寄付金に同意できない利用者については、窓口で返金の手続きをしております。

番号	質問内容	回答
14	現指定管理者が規定の開館・休館日に、臨時に休館ないし開館をしたことがありますか？その場合、理由もご教示ください。	地元のイベント（相模湖湖上祭）開催に併せ臨時に開館し、休館日を変更したことがあります。
15	利用がない場合に、状況に応じて閉館時間を早めること（早終い）は可能ですか？	神奈川県立相模湖交流センター条例10条第1項により、センターの開館時間は午前9時から午後9時30分と定められているためできません。 なお、同条例第2項により、指定管理者は必要があると認めるときは、知事の承認を得て開館時間を臨時に変更することが可能です。
16	「駐車場有料日には、適切に料金徴収等の管理を行うこと」とありますが、駐車場管理員等の人員配置は必要ですか？必要であれば、人員数、並びに管理時間をご教示ください。	駐車場の管理方法については、各企業のノウハウに関する部分ですので、駐車場管理員の人員配置や人員数は提示する予定はありません。
17	自主事業について、自主事業の有無として記載が求められていますが、自主事業の実施は、特に求められていないと理解してよろしいでしょうか？ 実施を想定されているとすれば、事業数などの目途をご教示ください。	募集要項9ページ10(3)に記載のとおり、自主事業は「行うことが可能」としておりますので、必ずしも行わなければならないものではありません。 ただし、自主事業を行う場合は、指定管理者の選定において評価の対象となります。なお、自主事業を行う場合の事業数の目途はありません。
18	記載不要ですとある項目に関しては様式2として提出しなくてもよいということでしょうか？	様式2に「記載不要です」とある項目については、様式2での提出の必要はありませんが、様式2のそれ以降の項番を詰めないようにしてください。（例えば、「6 適切な積算」、「7 節減努力」を記載しない場合も、次の項番「8 人的な執行体制」を詰めて項番6とはしない） なお、「7 節減努力等」については、アピールポイントがある場合は記載してください。
19	過去3年間の重大な事故または不祥事とはどの程度のものを指すのかご教示ください。様式7に示されている内容と同じでしょうか？	過去3年間の重大な事故または不祥事については、様式7に示されている内容をご覧ください。 なお、「神奈川県指名停止等措置要領」は <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3430/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3430/</a> を、「懲戒処分の指針」は <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7123/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7123/</a> をご覧ください。
20	参考資料6の想定収支では消費税率は8%で算出されていますが、様式3の収支計画に適用する消費税率は8%ですか？10%ですか？	様式3 経費積算内訳書（収支計算書）に適用する消費税率は8%です。
21	収支計画に計上すべき修繕費の目途がありましたらご提示ください。	収支計画に計上すべき修繕費の目途はありません。参考資料6、参考資料7、説明会資料2を参考に積算してください。
22	舞台機構・照明・音響設備のメーカーを教えてください。	参考資料3、参考資料4に記載の内容でご判断ください。

番号	質問内容	回答
23	自主事業の詳細（事業の内容、収支等）を開示願います。	自主事業の内容については参考資料5に記載のとおりです。自主事業の収支については提示する予定はありません。
24	消費税などの租税公課は、参考資料7の支出区分のどちらに計上されているのでしょうか？提出する様式3ではどのように計上すればよろしいですか？	参考資料7においては、消費税はそれぞれの項目に5%込みの数字で計上されております。その他の租税公課については一般管理費に計上しております。 また、様式3においては、それぞれの項目に消費税8%込みの数字で計上するとともに、その他の租税公課は一般管理費の欄に計上してください。
25	委託料の「施設管理・清掃業務委託」及び「ホール舞台関係委託」の直近3か年分の内訳を開示願います。	委託料の「施設管理・清掃業務委託」及び「ホール舞台関係委託」の業務内容につきましては、「別紙2 神奈川県立相模湖交流センターの維持管理及び運営に関する業務の基準」の1 施設の維持管理に関する業務に記載しております。 なお、委託料の内訳については、各企業のノウハウに関する部分ですので、提示する予定はありません。
26	一般管理費について、年度ごとの変動が大きいですが、その内訳と変動理由をご教示ください。	一般管理費については各企業のノウハウに関する部分ですので、提示する予定はありません。
27	電気・ガス・燃料（ガソリン・軽油など）の各使用料をご教示ください。	電気・ガスについては、参考資料7のとおりです。
28	現在リース中の物件をご教示ください。また、その中で引き継がなければならない物件がありましたらご教示ください。	参考資料6中「2. 支出 区分（維持管理費→使用料及び賃借料の内訳に記載されてものが該当します。なお、引き継がなければならない物件はありません。
29	現在設定されている利用率の目標値を開示願います。	多目的ホールの利用率を80%、アートギャラリーの利用率を65%に設定しております。
30	多目的ホールの利用者数、利用率のうち、現指定管理者の自主事業による利用の割合をご教示ください。	多目的ホールの利用者数のうち、自主事業による利用者数は、参考資料5のとおりです。 また、利用率ですが、参考資料9に記載の多目的ホールの利用日数のうち、自主事業で利用した割合は平成23年度が17.3%、平成24年度が15.3%、平成25年度が18.8%です。
31	多目的ホールの利用内容（過去3年分）を開示願います。	指定管理者の自主事業での使用については参考資料5をご覧ください。貸館の利用内容については、通常、募集要項2ページ 1基本的な運営方針に記載されている内容等で使用されております。
32	施設予約システムの運用経費の実績を開示願います。	現指定管理者の負担はありません。

番号	質問内容	回答
33	<p>多目的ホールの利用料金に含まれる舞台操作人員は最大何名ですか？ それを超えて舞台人員に増員が必要な場合は利用者負担としてよろしいですか？</p>	<p>多目的ホールの利用料金は舞台操作人員数を根拠に定められているわけではありません。 なお、平成26年度の指定管理者の人員配置計画によると、舞台運営は再委託しており、2名の職員が派遣されております。3名以上の人員が必要となる場合については、各企業のノウハウに関する部分ですので、提示する予定はありませんが、利用者負担とすることは差し支えありません。</p>
34	<p>現地説明会資料1に記載されている人員には、当該施設の運営に必要と思われる舞台の操作と管理、空調などの設備の操作と管理、日常清掃業務を行う人員が含まれていないように見受けられます。これらが第三者委託業務として、当資料の人員体制に含まれていないのであれば、これらの業務の運営体制（委託先から派遣されている人数、役職、シフト等）を開示願います。特に常駐している人員がいればその人数などをご教示ください。</p>	<p>現地説明会1の資料に記載されている人員については、館の管理運営を行う人員・シフト表を参考までにお示ししたもので、外部委託業務員は含まれておりません。 なお、平成26年度の指定管理者の人員配置計画によると、委託先から派遣されている人数は舞台運営が2名、清掃が3名です。常駐の人員、役職、シフト等については、各企業のノウハウに関する部分ですので、提示する予定はありません。</p>
35	<p>平成25年度委託業務一覧の業務別委託金額をご提示ください。</p>	<p>委託金額については、各企業のノウハウに関する部分ですので、提示する予定はありません。</p>
36	<p>施設賠償責任保険・施設災害補償保険等に関する保障内容・補償額の規定があればお示しください。</p>	<p>施設賠償責任保険・施設災害補償保険等に関する保障内容・補償額の規定はありません。</p>
37	<p>別紙2 維持管理及び運営等に関する業務の基準2ページに、設備遠方運転監視・発停操作及び計測の回数が毎日とありますが、通常日および休館日における操作・計測の内容をご教示ください。</p>	<p>遠方運転監視及び計測は、365日24時間実施しております。発停操作は、原則休館日を除いて毎日行っております。なお、計測の内容は電気と水道の使用量です。</p>
38	<p>中央監視装置について、遠隔操作で制御できる機器のメーカー、型式、設置費用等をお示しください。</p>	<p>機器のメーカーは横河ジョンソンコントロールズ株式会社、型式はμ-METASYS、設置費用は不明です。</p>
39	<p>別紙2の施設の清掃等に関する業務イの「植栽管理業務」について具体的な業務内容及び範囲、数量、回数をお示しください。また、可能であれば現在委託している委託会社とその委託金額をお示しください。</p>	<p>植栽管理業務については、参考資料1-2に示される相模湖交流センターの敷地内の植栽について、剪定や草刈等行ってください。数量や回数について具体的な数値はお示しませんが、別紙2にあるとおり、美観の保持、利用者の安全、防犯及び近隣居住者への配慮の点から適切な管理をお願いします。 なお、現指定管理者が委託している委託会社と委託金額は各企業のノウハウに関する部分ですので、提示する予定はありません。</p>
40	<p>別紙2の施設の運営に関する業務(6)受付業務・3利用料金の徴収業務について、休館日は行わないものとして考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

番号	質問内容	回答
41	<p>参考資料7 収支決算状況 電気代支出について、平成23年度から平成25年度までに支出金額が上昇しておりますが、使用量の増加によるものでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>電気代の支出金額の増は、使用量の増加によるものだけではなく、東京電力の値上げの影響もあります。          なお、各年度の電力使用量は次のとおりです。          【平成23年度 304,692kwh】          【平成24年度 289,704kwh】          【平成25年度 291,779kwh】</p>
42	<p>現地説明会時に、混雑時には第2駐車場を開放し、誘導員1名を配置するとのことでしたが、第2駐車場の過去3年間の開放実績をお示しください。</p>	<p>第2駐車場（非舗装部分）の開放実績は次のとおりです。          【23年度 33回】          【24年度 31回】          【25年度 39回】          なお、現在、第2駐車場（非舗装部分）を開放する場合の誘導員の配置は事業の主催者が行っており、指定管理者が配置しているわけではありません。</p>
43	<p>応募の判断材料とするので質問します。3月4日付の質問と回答には、No.26や33として企業のノウハウについて言及されていますが、事業計画書のホームページによる公開は当該回答と矛盾するよう見受けられます。事業計画書や積算根拠に関する、県としての説明責任と指定管理者制度における民間のノウハウの保護をどの様に両立させるか基本的なお考えをお聞かせください。</p>	<p>公の施設の管理はきわめて公共性の高い業務であることから、事業計画書は指定管理者の選定過程の透明性を確保し、また、県民の方々等に施設の運営方針等をご理解いただくために公表するものです。          一方で、神奈川県情報公開条例第5条第2項において、法人その他の団体に関する情報で公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは公開しないとされています。          同条例の趣旨を踏まえ、生産技術上又は販売上のノウハウに関する詳細情報は別紙として記載することも可能ですが、その場合、事業計画書本体には必ず概要を記載してください。</p>
44	<p>現在の指定管理者は民間企業ですが、参考資料7は収支決算が収支トントンとなっており、営利企業としての「利益」が見えません。民間企業を指定管理者として選定する場合の県としての「適正利潤」についてどのように考えるか、県としての基本的な考え方を示してください。</p>	<p>参考資料7において、利益は一般管理費に計上されていると考えております。また、指定管理者制度における「適正利潤」については、基本的な考え方はありません。</p>
45	<p>上記の考え方（利益に関する考え方）は、自動的に委託業者が決まることになる相模原市と整合性がありますか？</p>	<p>相模原市は指定管理者に指定された者と委託金額等の協議の上、委託契約を結ぶ予定ですが、県の指定管理業務とは別事業であることから、相模原市と利益に関する考え方の整合性はとっておりません。</p>
46	<p>参考資料7における一般管理費には、民間企業である指定管理者としての「利益」が含まれていると推察しますが、多い年には20%近い額が「管理費」として出ています。言い換えると「相当儲かっている」ようにみえます。指定管理料の上限を今後下げることが予定されていますか？</p>	<p>原則として、指定管理料の上限は、次期指定管理者の指定期間内（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで）は下げる予定はありません。</p>
47	<p>債務負担行為を設定されますか？</p>	<p>募集要項11ページ 11管理に要する経費 (2)指定管理料（積算価格）③に記載のとおりです。</p>